

様式第7号（第4-4-(1)関係）

第15回 大井川水利流量調整協議会 会議録

日時	令和4年11月30日（水）午後2時00分から午後3時25分まで
場所	大井神社宮美殿（静岡県島田市大井町2316）
出席者 職・氏名	会長 望月嘉徳（静岡県交通基盤部河川砂防局長） 委員 鈴木明（国土交通省中部地方整備局河川部広域水管理官） 委員 立松明憲（国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所長） 委員 松村昭洋（国土交通省中部地方整備局長島ダム管理所長） 委員 留守洋平（国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所長） 〔代理：副所長 阿部 昌幸〕 委員 鈴木史朗（静岡県中部地域局長） 委員 杉本昌一（静岡県くらし・環境部環境局長） 委員 天野重男（静岡県島田土木事務所長） 委員 田辺信宏（静岡市長） 委員 染谷絹代（島田市長） 委員 藺田靖邦（川根本町長） 委員 稲葉真志（東京電力リニューアブルパワー（株）甲府事業所長） 委員 藤井誠（中部電力（株）静岡水力センター所長） 事務局 静岡県河川砂防局河川砂防管理課長、河川企画課長ほか
議題	(1) 協議会規約改正 (2) 冬場の発電施設維持に必要な流量の検証
配付資料	・ 第15回 大井川水利流量調整協議会 次第 ・ 資料1：出席者名簿、座席配置図、設立趣意、協議会規約、開催経過 ・ 資料2：協議会規約（案）、協議会規約（案）新旧対照表 ・ 資料3：これまでの経緯 ・ 資料4：田代川第二発電所冬期の発電施設維持のために必要な流量に関する検証 ・ 資料5：協議会合意事項（案） ・ 資料6：東京電力リニューアブルパワー（株）からの情報提供

1 審議事項

- ・ 協議会規約改正
- ・ オブザーバー出席
- ・ 冬場の発電施設維持に必要な流量の検証

2 審議内容

開会

（挨拶：会長）

- ・ 当協議会は、大井川における田代川第二発電所の水利権の更新に際し、それまで定めなかった田代ダムからの河川維持流量の検討を行うことを目的に、流域自治体、発電事業者、河川管理者等により、平成15年2月に設立されたものである。
- ・ 平成17年12月の田代川第二発電所の水利権更新に向けて、科学的な根拠に基づいた検討を行い、約3年にわたる議論の結果、平成17年11月開催の第10回協議会において、田代川第二発電所の河川維持流量について合意に至った。
- ・ 平成27年の水利権更新を経て、現在も河川維持流量を流している。
- ・ 当協議会では、関係者の努力の積み重ねによって成り立っている大井川の源流部の水利用について、一層の理解が深められるよう、運営に努めていきたい。
- ・ 本日の協議会では、平成17年に河川維持流量について合意した際の課題であり、平成27年9月開催の前回協議会で、引続き検証を進める旨、合意した「冬場の発電施設維持のために必要な流量」が、主な議題となっている。
- ・ 委員の皆様におかれては、お互いの立場を尊重して、それぞれの立場から、忌憚のないご意見と円滑な議事進行へのご協力をお願いして、私の挨拶とさせていただきます。

（事務局：司会）

- ・ 本日の出席状況は、委員13名のうち、委員本人の出席が12名、代理出席が1名となっている。なお、本日の出席者については、資料1の1ページの出席者名簿、2ページの座席配置図をもって御紹介に代えさせていただきます。
- ・ 本日の資料については、次第に記載してあるとおり資料1から6までをお配りしている。ご確認いただきたい。

- ・本日の協議会はこれまで同様公開とすることを了承いただきたい。
- ・議事に入る前に本協議会が約7年ぶりの開催となることから、今一度、当協議会の目的等についてご説明させていただく。
- ・当協議会の設立趣意は、資料1の3ページ下から3行目に記載のとおり「同発電所の期間更新に際し、田代ダムからの適切な河川放流量の確保について調整する」ものである。
- ・目的については、資料1の4ページ、協議会規約第2条に記載のとおり「協議会は大井川における田代川第二発電所の水利権の期間更新が円滑になされるよう、関係機関による調整を行うことを目的とする」ものである。
- ・協議事項については、協議会規約第3条に記載のとおり「田代川第二発電所の水利権の期間更新時に設定される水利流量に関すること」になる。
- ・これからの議事進行については、協議会規約第4条に従い、会長にお願いする。

議事

(会長)

- ・次第に沿って議事を進めていきたい。
- ・まず、議事1「協議会規約の改正」について、事務局から説明をお願いする。

○協議会規約の改正

(事務局) ～ 資料2により説明 ～

- ・資料2の改正案をご覧ください。2ページ目の別表の内容を変更するものであり、変更箇所には下線を引いてある。変更内容については、協議会参加メンバーの組織名や役職の変更に伴うものである。

(会長)

- ・協議会の規約の改正について、意見・質問のある方は発言をお願いする。

(発言なし)

- ・ご意見等がないようなので、事務局案のとおり改正する。よろしいか。

(異議なし)

- ・その他、事務局から協議会の運営について報告があればお願いしたい。

(事務局)

- ・大井川に関わりを持つ市町のオブザーバーの出席について、幹事会において議論したので、報告する。
- ・田代川第二発電所の水利権更新が3年後の令和7年12月に迫る中、JR東海が示した田代ダム取水抑制案等、田代川第二発電所の水利権が話題となることが多くなっており、関係自治体が、当該水利権の内容を正しく理解し、調整等の詳細を共有することが重要となる。
- ・そこで、大井川に関わりがある、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、御前崎市、菊川市、牧之原市、吉田町の8市町を、当協議会及び幹事会のオブザーバーに加えることについて、幹事会で議論した。
- ・まず、オブザーバーの追加については、目的が情報共有であるということで、特に異論はなかった。
- ・次に、オブザーバーの位置付けについて、当初、協議会規約の改正や運営要領の制定などを考えたが、幹事からはオブザーバーの出席は田代ダムが話題となる期間が長くても3年後の水利権更新までと考えられるため、運営要領まで制定する必要はないのではないかとの意見があった。これを踏まえて次に読み上げる内容で、了承をいただいた。
- ・水利権の期限となる令和7年12月31日までは、大井川に関わりがある焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、御前崎市、菊川市、牧之原市、吉田町を、協議会及び幹事会にオブザーバーとして出席できることとし、会長又は幹事長が認めた場合は、発言できるものとする。
- ・以上について、資料1の4ページに記載されている大井川水利流量調整協議会規約第7条「この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。」の規定により協議会に諮る。報告は以上である。

(会長)

- ・平成27年の第14回協議会では、リニアの水との関係が大きいことを確認し、注視・確認をしてその動きに応じて、幹事会・協議会を開催して取り上げて対応していくことも確認している。
- ・JR東海が示すB案が、県外流出量と同量で大井川に戻す方策として妥当であるかの議論は、別の会議で行っていただくものであり、当協議会で議論するものではない。
- ・ただし、JR東海による方策が田代川第二発電所の水利に及ぼす影響は当協議会で確認していく必要があり、その内容を関係する市町の方々に共有して、正しく理解していただく必要

があるとの事務局からの報告である。

- それでは、事務局からの提案について、協議会規約第7条の規定により、協議会にお諮りする。ご意見・ご質問等ある方は発言をお願いします。

(委員)

- オブザーバー出席については賛成する。平成27年の水利権更新時にはオブザーバーは置かなかった。今回情報共有を目的にオブザーバー設置を認める件について説明があったが、リニアの問題も含めて田代川第二発電所の水利権更新に対して、皆様の関心が高いため、オブザーバーを設置するという認識でよいのか。

(事務局)

- よい。

(委員)

- 大井川の水は今本当に注目されている。そのような中で、大井川流域の首長も大井川にコミットしたいという情報は多々入ってきている。このことについて、あえて規約改正までは求めないが、柔軟な取扱いを県にはお願いしたい。

(会長)

- それではただいまのご意見も踏まえ、対応していくことで整理したい。次回の水利権更新の令和7年12月31日までは大井川に関わりがある8市町が次回の協議会又は幹事会のオブザーバーとして出席できるものとする。また、会長又は幹事長が認めた場合は、発言できるものとする。

よろしいか。

(異議なし)

- 協議会規約第7条の規定により、申合せ事項として整理させていただく。
- なお、本協議会は公開として進めているが、8市町の関係課の方々は、本日は傍聴者として出席しているのでご承知おきいただきたい。

○冬場の発電施設維持に必要な流量の検証

(会長)

- それでは続いて、議事2「冬場の発電施設維持に必要な流量の検証」についてである。協議会が開催されるのは約7年ぶりであるため、これまでの当協議会の取組を振り返りながら議事に入っていきたい。最初に事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)～資料3により説明～

説明項目

1. 水利権とは (P.10)

- 河川法第23条に、河川の流水を占有しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならないと規定されており、この「流水の占有」の権利がいわゆる水利権である。
- 河川法逐条解説では、「流水の占有」は、ある特定の目的のために、その目的を達成するのに必要な限度において、公共用物たる河川の流水を排他的・継続的に使用することと定義されている。
- また、「発電水利権の期間更新時における河川維持流量の確保について」を抜粋で記載している。これは、いわゆる「発電ガイドライン」と呼ばれているものであり、発電水利使用の期間更新時における河川維持流量の設定又は変更の考え方を、旧建設省と旧通商産業省の合意に基づいて決定したものである。
- 田代川第二発電所は、平成17年の水利権更新の際、ガイドラインに基づき田代ダム地点の河川維持流量を決定し、減水区間に係る地元市町等との合意を得て、河川法の手続を経て、ダムの取水方法等を定める水利使用規則に定めて、その量を確保するよう放流している。

2. 田代川第二発電所の概要 (P.1～2)

- 当発電所の取水点である田代ダムは、大井川の最上流部の河口から約160kmの地点に位置している。
大井川は水利利用が非常に盛んであり、上中流部では水力発電、下流部ではかんがい、水道、工業用水などに利用されている。
- 田代川調整池第一ダムから最大4.99 m³/sを取水し、田代川調整池第二ダムにより田代調整池に水を貯めたのち、取水口から富士川水系の早川へ導水して発電に用いられている。約500mの落差を得ており、水量当たりの発電量が極めて大きい発電所である。
- 河川維持流量は大井川取水ダムから放流している。

3. 水利使用の経緯 (P.3)

- 田代川第二発電所は、大正10年に水利使用許可を得て、昭和3年から稼働している。大井

川水系では最初に運転が開始された発電所である。

- ・以降、2度の期間更新の後、昭和40年に、現行の河川法が施行され、許可権者が知事から建設大臣に変更となった。
- ・以後、昭和51年、平成17年、27年に期間更新され、現在の許可期限は令和7年12月となっている。
この平成17年の水利権更新の際、大井川における田代川第二発電所の水利権の期間更新が円滑になされるよう関係機関による調整を行うことを目的に、当協議会が設立され、田代ダム地点における河川維持流量について議論している。

4. 協議会の経緯 (P. 4)

- ・第2回協議会において、東京電力が「発電ガイドライン」に基づき $0.101 \text{ m}^3/\text{s}$ の放流を提案している。これに対して第4回協議会において、流域自治体が通年で $0.5 \text{ m}^3/\text{s}$ 、夏季は $2.07 \text{ m}^3/\text{s}$ の放流を要求したが、東京電力から、発電への影響が大きいことから、具体的な根拠を基に議論することが提案された。
- ・その後、事務局が、大井川全域を減水区間とみなした上で、河川利用、魚類の生息、景観などの観点から、必要な河川維持流量を提示し、東京電力との協議を経て、平成17年の第10回協議会で関係者の合意に至った。
- ・合意した河川維持流量は、中段の表に記載しているとおりで、期別に設定している。
- ・その後、第13回協議会において、河川維持流量を設定により放流量を増加した効果を検証するために実施した平成18年から平成22年のモニタリングの評価が承認されている。
- ・第14回協議会では、冬場の必要流量の具体的な検証方法や今後10年で検証することを合意している。

5. 協議会での合意事項 (P. 7~9)

該当ページを確認。

6. 河川維持流量を設定した根拠 (P. 5, 6, 11)

- ・合意の内容の1に記載されたとおり、河川維持流量の設定の対象項目として、地元から要望のあった「河川利用」、「魚類の生息」、「景観」を定め、項目ごとに評価地点を選定し、必要な流量を算定している。
- ・「河川利用」について、島田市、川根本町の意見を基に、利用が盛んな箇所を選定し、水遊び、カヌー等に必要水深から流量を算出している。
- ・「魚類の生息」については、流量の影響を大きく受ける瀬において、産卵や主な生息場所としている魚種を選定し、必要水深、流速から必要な流量を算出している。
- ・「景観」については、地域の皆さんや観光客に親しまれている地点を選定し、景観上、許容できる水面幅をアンケートにより求め、流量を算出している。
- ・それぞれの地点における必要流量を、流域面積比で田代ダム地点の必要流量に換算し、最大のもを河川維持流量に設定している。その結果が、5ページのグラフで示したもので、結果的に、全ての期間において、魚類の生息に必要な流量から決定された形となっている。
- ・6ページの地図に示している丸印はそれぞれの評価地点であり、放流を増加したことによる河川環境の改善効果を検証するため、国、県、市町で役割分担して平成18年から22年にモニタリングを行っている。調査の具体的な内容や、調査回数は中段以降に記載のとおり。
- ・モニタリングの結果、魚類調査及び景観調査から、上流域においては放流量を増やした効果が確認できたこと、また、河川利用調査からは全体的に満足度が高いことなどが確認され、第13回の協議会で了承されている。
- ・5ページグラフの欄外下に記載されている、こめじるし(※)のただし書きについて、冬場の発電施設の凍結防止には $1.62 \text{ m}^3/\text{s}$ の水量が必要であることから、12月6日から3月19日の冬場における河川維持流量は $0.43 \text{ m}^3/\text{s}$ だが、河川流量が $2.05 \text{ m}^3/\text{s}$ 未満の場合に、 $1.62 \text{ m}^3/\text{s}$ の範囲内で取水できることとし、少なくとも $0.1 \text{ m}^3/\text{s}$ の河川流量を確保すると規定である。つまり、冬場においては、発電施設の凍結防止のために、河川維持流量を $0.1 \text{ m}^3/\text{s}$ まで下げるが、この凍結防止のために必要な $1.62 \text{ m}^3/\text{s}$ 流量については、今後検証することで平成17年に合意されており、この後、東京電力からその検証結果を報告していただく。

(会長)

- ・確認事項、ご質問等のある方は発言をお願いします。

(委員)

- ・モニタリング調査は今も継続しているのか。

(事務局)

- ・河川維持流量について御了承いただいた後はモニタリング調査を行っていない。
(委員)
- ・台風 15 号の被害もあったが、モニタリング調査時から大井川の状況は変わっている。大井川は「河原砂漠」と呼ばれて久しく、大井川に水を戻してほしいという町民の思いもある。令和 7 年の水利権更新時に科学的根拠に基づいた検討を行うために、モニタリング調査を継続して行っていただきたい。
(委員)
- ・モニタリング調査は最近行っていないということだが、静岡県では、水辺の国勢調査を令和元年に、笹間川との合流点付近、寸又川との合流点付近、二軒小屋地点の 3 箇所で行ったと聞いている。神座より下流の直轄区間は国土交通省が毎年調査を実施していると聞いている。県としても令和 7 年水利権更新に向けて河川データからの検証について、担当レベルでどのような地点でどのような調査を進めていくか検討いただきたい。
(会長)
- ・いただいたご意見は令和 7 年水利権更新に向けた検討事項ということでよろしいか。
(委員)
- ・はい。
(会長)
- ・調査等について事務局から説明をお願いします。
(事務局)
- ・先ほど河川維持流量の設定根拠については、魚類調査、景観調査、利用調査によって定められているという説明をさせていただいた。前回のモニタリング調査以降、河川の状況が変わっているというお話もあったので、チェックさせていただいて、現状に合った河川維持流量か確認させていただきたい。
(会長)
- ・今後の取組に向けて貴重なご意見、視点である。事務局には、既存の資料や収集した最新データを幹事会の中で共有することをお願いしたい。
(委員)
- ・10 年に 1 度の水利権更新に向けて、責任を果たさなければならない。人事異動等でメンバーが替わり、新しいチームとなったが、会長とともにきちんと議論していく。今までのやり方にとらわれてはいけない。協議会の前に会長と名刺交換をしたところ、「いっしょに、未来の地域づくり。」と記載されていた。過去の 10 年前のやり方ではなく、いっしょに未来の地域づくりをこのチームで進めていきたい。関心が高まっているこのことについて未来に向かってどうあるべきかを意識し、協議していきたい。また、モニタリング調査もしていただきたい。行政職員としては今ある仕事をこなさなければいけないが、10 年先、30 年先の未来の地域づくり・国づくりのためにどうあるべきかという大局観を持って、この協議会は重要なミッションを与えられている。
会長には、今までのやり方ではない、未来に向かっての協議会の運営を強くお願いしたい。
(会長)
- ・エールをいただいた。ご紹介いただいた「いっしょに、未来の地域づくり。」は静岡県交通基盤部のテーマである。まさにこの場が関係者が集まってどのようにしていく方向がよいのかとお互いの立場を尊重しながら決めていこうというところであるため、その点については決して外すことなく進めていく。それから、きっちりと情報共有・相互理解をしていくことが重要であると思っているため、市町長・関係者のご協力をいただきながら、進めていきたい。事務局についてもその点をお願いしたい。

(会長)

- ・議事を先に進めさせていただく。冬場の発電施設維持に必要な流量検証結果について東京電力よりご説明をお願いしたい。

(東京電力) ~資料 4 により説明~

説明項目

1. 発電所概要

- ・2 ページに発電所概要が記載されている。水車種類は横軸ペルトンである。水車断面図の右側に水車、左側にノズル・水圧管が記載されている。水圧管からの高圧の水がノズルからジェット噴射され、水車の羽に当たることで発電する。3 ページに発電所の外観、内部の写真が掲載されている。

2. 冬場の発電施設維持に必要な流量 (1.62 m³/s) の必要性

- ・田代調整池を大きく水位変動させると表面の氷が割れ、氷塊、小枝等が水路トンネル内に入

る可能性が大きく、ノズルに詰まった場合、分解点検が必要となり発電停止し凍結の恐れがある。また、発電機2台とも運転継続しないと、鉄管・ノズルが凍結し、発電停止に陥る恐れがあるため、 $1.62 \text{ m}^3/\text{s}$ が必要であると考えられていた。

3. 冬場における発電機1台運転の可否の検証結果

- 冬場、発電機を2台とも運転継続しないと、鉄管・ノズルが凍結し、発電停止に陥る恐れがあると考えられていたが、第14回協議会合意事項で冬場における電機1台運転の可否の検証を行うこととなっていたため、6ページのとおり検証を行った。屋内環境対策として、発電時に発生した熱を屋外に排熱せず、内部で循環させる室内循環が有効であった。屋外環境対策として、水圧鉄管に電熱線を巻き、ブルーシートで覆うという保温対策が有効であった。運転実証試験を行った結果、外気温がほぼ 0°C を下回る状況においても、停止している水圧鉄管は4日程度では凍結せず、異常は認められなかった。したがって、冬場における発電機1台運転は可能と判断する。なお、発電機の交互運転の検証及び最低ニードルクリアランスの検証は不要。

4. 冬場の発電施設維持に必要な流量 ($1.62 \text{ m}^3/\text{s}$) の検討結果

- 今回の検証により凍結防止策が有効で1台停止時に機器は凍結しないこと、また過去の河川状況より発電機2台停止となる可能性は低いことから水利使用規則における冬期のただし書の運用については不要と考える。

(会長)

- 東京電力から資料4により検証の結果、12月6日から3月19日における「ただし書き」が不要となるとご説明をいただいた。
- 資料3の7ページに第10回協議会合意事項があり、東京電力が今後検証していく課題について記載されている。また、9ページに東京電力が具体的に検証していく内容について記載されており、「なお、冬場の必要流量を減少できることが明らかになった場合は、期間更新の前に実施することを妨げない。」という記載があることから期間更新を待たずに、本協議会において冬場の発電施設維持に必要な流量について不要とするか整理する。
- 東京電力の説明内容について、ご意見・ご質問のある方は発言をお願いする。

(委員)

- 冬場の河川流量が少なくなることからどこの発電所も大変かと思うが、発電所を温める等の工夫をすれば冬場の取水量は減らせるのか。

(委員)

- 一番安価ですぐにできる方法で効果が出たため、報告させていただいた次第である。

(委員)

- さらに冬場の取水量が減らせればよいと思うが、これまでの課題に対して取り組んでいた。より効果的な方法があるのであれば知恵を出して対応いただきたい。

(会長)

- ただいまの質問と回答について整理する。冬場の河川維持流量 $0.43 \text{ m}^3/\text{s}$ を流すのは大前提であるが、当時議論する中で、非常に気象条件の厳しい発電所であることを加味し、場合によってはただし書で対応するところがあるところと落としてしまった。今回の東京電力の説明は河川維持流量ではなく、ただし書についての検証結果である。川根本町長の取水量を減らしてほしいということについては引き続き検討の視点として加えていく。

(委員)

- ただし書の $1.62 \text{ m}^3/\text{s}$ は発電施設凍結防止のために必要な最低限の水量である。平成27年の水利権更新時に宿題をお願いしたのも私であるので、事情は理解している。検証の結果、ただし書が不要となるのは喜ばしい。確認のために質問するが、 $1.62 \text{ m}^3/\text{s}$ はもともと早川に流れていく水であるか。

(委員)

- はい。

(委員)

- $1.62 \text{ m}^3/\text{s}$ が不要ということであれば、取水しないのか、あるいは凍結防止のために使用しないが発電のために $4.99 \text{ m}^3/\text{s}$ のうちの $1.62 \text{ m}^3/\text{s}$ としては取水するのか。

(委員)

- 後者である。

(委員)

- ただし書の $1.62 \text{ m}^3/\text{s}$ は発電施設凍結防止のために必要な最低限の水量である。ただし書が不要となって、 $1.62 \text{ m}^3/\text{s}$ は取水せず、大井川に流していただけるのか、あるいは発電のた

め、取水し、早川に流れていく 4.99 m³/s に含まれるのか確認した。

(会長)

- 委員の質問に対し、東京電力に 1.62 m³/s は発電取水する 4.99 m³/s に含まれると回答いただいた。発電取水や大井川の流況については今後の議論の際にも出てくる内容であると思われるので、共有できるように進めていく。

(会長)

- それでは次に、東京電力の報告を踏まえた、協議会での合意事項案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) ～資料 5 により説明～

説明内容

- 資料 5 全文読み上げ

(会長)

- ただし書が消えるのが主な内容である。「なお、水利使用規則の改正の手続を、速やかに行うものとする。」という文章について事務局から補足説明をお願いします。

(事務局)

- 河川法の許可の条件を記した水利使用規則を改正するというので、今回の合意事項についてより実効性を持たせ、確実なものにしたいというところから追記させていただいた。

(会長)

- 法律に基づく水利使用規則の改正は速やかに行うということであるが、11月30日の協議会であるため、東京電力には12月6日からただし書のない運用をしていただけないということではないのか。

(委員)

- 12月6日からはただし書のない運用で、河川維持流量 0.43 m³/s を流す。

(会長)

- 事務局から第 15 回協議会合意事項案について提案があり、補足説明もあったが、この合意についてご意見等あれば発言をお願いします。

(発言なし)

- 資料 5 の(案)を取り、第 15 回協議会合意事項とする。

(委員)

- ただし書について合意いただけたので、水利使用規則の改正の申請については、河川管理者にご指示いただきながら速やかに行う。

(会長)

- 東京電力から水利使用規則の改正の申請について改めてご説明いただいた。改めて資料 5 の(案)を取り第 15 回協議会合意事項とする。

(会長)

- 以上で、本日の議事については全て終了したが、次第 3 「その他」で東京電力から情報提供があるということなので、引き続き進行をさせていただく。

それでは、東京電力に説明をお願いします。

(東京電力) ～資料 6 により説明～

説明項目

1. 田代川第二発電所の更新工事

- 工事の目的は老朽化した設備(水車発電機・制御盤)の更新である。

2. 工事期間中における放流方法

- 工事期間中は、発電所を停止し、大井川取水口からの取水も停止するため、河川水については大井川取水堰から流下する。発電のための取水を一定期間停止するため、取水量・還元量ともに「0」となる。なお、発電所停止(取水停止)は令和 6 年 2 月から令和 7 年 11 月までを予定している。

(会長)

- 東京電力の情報提供に関して、ご意見・ご質問等あれば発言をお願いします。

(委員)

- 更新工事期間中に一切取水せず、2 台の水車発電機を同時に更新するということが、時間はかかるが 1 台は発電しながら片方を更新するという方法もあると思うが、同時に更新するメリットは何か。

(委員)

- 費用関係、工事手配、作業員手配を考慮し、2 台同時の更新工事を計画した。

(委員)

- ・更新工事期間中は基本的に取水せず、試験のために取水することもあるとのことだが、取水量は4.99 m³/s以内ということではよろしいか。

(委員)

- ・はい。試験はわずかな取水から始め、徐々に取水量を増やしていくという形を考えている。

(会長)

- ・今回、ご説明いただいた点やご心配な点も含めてきっちりと情報共有を図ることができるようお願いしたい。他はよろしいか。

(委員)

- ・国土交通省からも中部地方整備局広域水管理官や関東地方整備局甲府河川国道事務所副所長にお越しいただいている。水資源や地域づくり・国づくりの問題でもあり、全国的にも注目を集めている内容であるため国の立場からご意見をいただきたい。中部地方整備局とは密に連絡を取っており、「地方を守る会」の代表世話人でもある。せっかく遠方から来ていただいたので、ご意見をいただくのはいかがか。

(会長)

- ・東京電力からの情報提供については以上とさせていただき、全体を通してコメントをいただきたい。

(委員)

- ・本日の協議会については、先ほどの合意のとおり皆様の気持ちが一つになったということで大変喜ばしい。本水利について長年の懸案であった、ただし書の部分について東京電力の検証の結果、合意したという認識である。水利使用規則の改正の申請についても早々にしていただけたということで、長年の課題に皆様の希望の叶った形になった。また、地域の今後の未来の検討についても事務局の方々にお任せすることもあるが、中部地方整備局として参画させていただき、様々な協力をさせていただきたいと考えており、今後ともよろしく願いたい。

(委員)

- ・当事務所としても、今後速やかに、水利使用規則変更の手続きを行っていききたい。

(会長)

- ・県の立場で地域の声を拾う役割を担っている中部地域局にご意見をお願いしたい。

(委員)

- ・当協議会の目的はあくまでも田代川第二発電所の水利権更新が円滑になされるよう関係機関による調整を行うことである。これについては平成17年度の苦労により設定された維持流量で河川環境が守られているのかどうか確認することが重要である。気候変動、河川環境変化があったため、令和7年の水利権更新に向けて今後もモニタリング調査を継続することが必要である。それに加え、中部地域局としても、流域の方々の声を拾ってきた。流域の若い世代の中には、大井川の今の環境になれており、問題ないという方もいるが、年配の世代の中には、一昔前と比べると、科学的根拠があるわけではないが、水が少ないと感じており、できれば水は多いほうがよいという声もある。当協議会で決められたルールを実行することによって、環境が守られているのかどうかということについてモニタリング調査していく必要があると感じている。

(会長)

- ・県としてはしっかりと県民の声を聴かせていただきながら、国との調整も進めていきたいと考えている。最後に3市町長に改めて全体を通して発言をお願いしたい。

(委員)

- ・中部地域局長に大井川の流域の方々にアンケートをとっていただいたとおり、昔は今よりも大井川に水が多かった。河川流量の減少も問題ではあるが、濁りについても問題視している。清水化バイパスにより、昔はきれいな水が流れていたが、現在は大井川の水に濁りがあるということについても把握しておいていただきたい。

(委員)

- ・大井川は水量も水質も含め、今関心を集めている。維持流量は単に発電の水だけでなく、文化、伝統、生態等の環境も全部含んでそれらが維持できるための流量である。その維持流量の定義も踏まえ、しっかり検討していきたい。

(委員)

- ・中部地域局長には現場の声を一生懸命で稼いで集めていただき、とても嬉しく感じた。大井川は昔は流量が多く、江戸時代においては並々ならぬ難所であった。しかし、約百年前、殖産興業で電力がほしいということで、大井川から取水し、発電することで経済発展と環境保全の両立を図ることとなった。そういう歴史というものを私は尊重したい。しかしながら、

私が再三申し上げているように、未来は大きく変わることから、未来に向けて我々はどんな地域づくりをするべきか、国づくりをするべきか考えていかなければならない。そのためには立場はそれぞれあるが、合意形成をしていかななくてはならない。それぞれの立場で地域エゴになってもいけないし、企業エゴになってもいけない。そういう大きな視野の中からどうあるべきかということをご公務員のみなさんには考えていただきたい。それぞれの立場はあるが、我々行政は大局観に立って、ワンチームで大井川の水をどうするか考えていきたい。こういったことを踏まえ、今日東京電力から甲府事業所長に来ていただいたので、東京電力上層部に我々の気持ちを伝えていただきたい。大井川を視野に入れた中で、民間企業では事業性を考慮しないとイケないが、公益性はどうなのということもぜひ考えていただき、これから公益性と事業性の両立をお願いしたい。電力会社というのは非常に地域独占的な守られた立場であることを踏まえ、公益性をぜひ考えて仕事をしていただければ大変ありがたい。甲府事業所長も私と同じSDGsのバッジつけている。我々静岡市もSDGs未来都市である。大きな国際目標17を意識して静岡市のまちづくりをしている。一番大事なのは17個目の目標「パートナーシップで目標を達成しよう」である。パートナーシップでやっていかないと地球温暖化も解決できない。大井川についてもそれぞれの立場からいろいろな知恵をいただきたい。

(会長)

- ・本協議会のまとめに入る。東京電力の説明を受け、合意事項を決定をした。これからの水利権更新に向けていろいろな知見、指針についてお話しいただけて、非常に有意義な会となった。本協議会后、改めてのスタートとなるので、しっかりと勉強をし、きっちりと情報共有をしながら同じ方向を向いて取り組んでいきたいということが今日確認できた。それぞれの立場があつての議論であり、これから先非常に難しい話をしなければいけない状況もあろうかと思うが、引き続き参加された皆様には、地域のためという視点で、前向きに運営にご協力とご意見等をいただきたい。本協議会の円滑な進行にご協力いただき、感謝する。それでは進行を事務局にお返りする。

閉会

(事務局：司会)

- ・委員の皆様には、長時間にわたり熱心なご議論をいただき、感謝する。
- ・本日の議事内容につきましては、事務局で議事録案を作成して、各構成員にご確認をいただいた後、県ホームページで公表する。
- ・資料については、本日、県ホームページで公表するので、ご了承いただきたい。
- ・第15回大井川水利流量調整協議会を閉会する。

(終了 15:25)